

令和 6 年度事業報告

公益財団法人国際人材育成機構

令和6年度事業報告

はじめに

公益財団法人国際人材育成機構（以下「当機構」という。）は、平成3年12月の設立以来、東南アジア等からの青年を受け入れる外国人技能実習生受入事業（以下「実習生受入事業」という。）、開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業、開発途上国との青少年親善交流事業の3事業を柱として、開発途上国の経済発展や相互理解の促進及び我が国の社会産業の健全な発展に寄与することを目的として活動し、各派遣国及び外国人技能実習生（以下「実習生」という。）を受け入れている企業（以下「受入企業」という。）等から評価されてきた。

当機構は、「人・企業・国を結び、アジア新時代を共に築く」という基本理念の下、実習生の育った国の文化習慣を十分に理解し、人格を尊重した上で、実習生に寄り添うアテンドを行うとともに、技能実習の適正な実施及び実習生の保護のため、受入企業への技能実習法の周知とその適正な実施に向けた指導を行い、コンプライアンスを重視した事業の実施に職員一丸となって取り組んできた。

令和5年8月に内閣府の認定を得て開始した特定技能外国人受入事業についても、当機構の基本理念の下、事業を実施しており、会員企業と技能実習生のニーズに応えるため、登録支援機関として特定技能外国人が日本各地の地域に根付いていくことの一助となるよう取り組んできた。

以下、本年度に実施した事業について報告する。

記

1 実習生受入事業及び職業紹介事業

開発途上国の若者の人材育成等のため、インドネシアをはじめとする各派遣国と連携して実習生受入事業を実施した。本年度は、1号実習生と3号実習生を合わせて、合計2,733名（インドネシア1,999名、タイ145名、ベトナム218名、バングラデシュ124名、スリランカ112名、フィリピン135名）受け入れた。

(1) 実習生受入に係る各種申請手続き等の支援

実習生として安全に入国し、適切に技能実習を行うために、抗原検査等を含む健康状態の把握、必要な外国人技能実習機構への申請手続き、出入国在留管理庁への在留関係諸申請、駐日大使館への在留届等の手続き支援を行った。

(2) 実習生に対する講習の実施

ア 入国前講習

派遣国が実施する入国前講習においては、現地駐在員事務所と各派遣国労働省等との連携を引き続き強化し、基礎的な日本語教育、特に実践的な会話能力向上に重点を置き教育をするとともに、レクリエーション等のメンタルケアを意識した活動も積極的に取り入れるなどして、心身ともに健全な実習生候補者の育成が実施できるよう支援した。

イ 入国後講習

入国直後の実習生を対象に、当機構のトレーニングセンターにおいて、日本の社会で生活することをはじめ、技能を習得する際に説明や指示を理解し適切に行動できるようコミュニケーション向上のための日本語講習、日本での生活一般の知識、入管法、技能実習制度、労働関係法令等の実習生の法的保護に必要な知識および安全衛生教育等について1か月間の入国後講習を計11回実施した。

感染症の予防対策については、新型コロナウイルス感染症が第5類に移行した後も、抗原検査による感染の確認、手洗い、うがい、マスクの着用、高熱発熱時の隔離を徹底した。

介護実習生については、外部専門家により介護の基本的な実技講習を実施した。

新規入国の実習生及び在留中の実習生を対象に、受入企業の要請に応じてクレーン、アーク溶接、足場、フルハーネス等の特別教育講習（学科）を実施した。

(3) 受入企業に対する支援及び指導

ア 受入企業が、技能実習制度に代わる育成就労制度、また、それに続く特定技能制度等を含めた外国人材の受入制度（以下「新たな制度」という。）を円滑かつ適正に活用できるよう、14支局1事務所において受入企業懇談会を開催し、新たな制度などについて

て周知を図った。

また、従前の「受入企業指導マニュアル」を全面改訂し、11月に「アテンド業務マニュアル」として冊子化の上、全役職員に配布し、職員全体の資質及び知識の向上を図り、適正かつ的確に受入企業に対する実習支援及び指導を行える体制を整えた。

イ 適正な実習環境の整備

1号実習生は勿論のこと、2号及び3号実習生が在籍する受入企業についても、月に1回以上の頻度で訪問の上、認定された技能実習計画に基づいて技能実習が適正に実施されているか確認し、必要な指導と適切な助言を行った。

また、実習生に対しては、より相談しやすい環境を整えるため、できるだけ宿舎等で面談を行うなどした。

ウ 技能講習等の受講支援

受入企業における作業上必要な資格の取得として、玉掛け、床上操作式クレーン、フォークリフト及びガス溶接等の技能講習の受講支援を行った。

また、高所作業車特別教育の受講支援についても同様に実施した。

エ 監査の実施

傘下の受入企業に対し、3月に1回以上の頻度で定期監査を実施し、その結果を外国人技能実習機構に報告を行った。

また、技能実習生に対する人権侵害行為または技能実習生が被災する労働災害を発生させたなど労働関係法令に違反している疑いがある事案が発生したと認められる際には、速やかに臨時監査を実施の上、受入企業に改善を求め、さらには再発防止策の構築を指導するなどして、その結果を同機構に報告を行った。

なお、これらを監理する全国の支局及び事務所に対しても、定期監査及び帳簿の備付けなど、監理業務が適正に実施されているかの外部監査を指定外部役員が3月に1回の頻度で実施した。

(4) 実習生への支援と保護

本部の移転に伴い、本来は個々の実習生が自ら出入国在留管理局事務所に赴いて所属機関に関する届出を行う必要があるところ、交渉・調整の上、本部が一括して届出を行い、計画通りに実習が行われるよう支援した。

また、人権侵害行為に伴う転籍のみならず、実習生の責めによらず2号実習へ移行できなかった事案などについて、転籍先の確保や在留資格手続の支援など、個別の事案に応じて柔軟かつ的確に対応した。

(5) 実習生への福利厚生

ア 安全衛生大会（実習生休日の集い）

実習生の安全衛生意識の高揚を図るための安全衛生大会（実習生休日の集い）を各支局及び事務所主催にて開催した。同大会において労働災害事例を用いた安全講和やK Y Tクイズ及び外部講師による交通安全講和を実施し、同時開催した実習生休日の集いにおいては、実習生同士が交流を深めるとともに、日本の文化に親しむ機会を提供した。

また、入国後講習中の実習生にも日本文化に触れる機会を提供するとともに、当機構職員との交流も図ることで、今後の企業での活躍を激励することを目的として、入国後講習施設において夏祭りを開催した。

イ ポスターコンクール・作文コンクール

労働災害防止の意識を高めることを目的に、安全標語及びスローガンを入れた「安全衛生ポスターコンクール」を実施した。全国から2,474名の応募があり、最優秀賞1名、優秀賞3名、優良賞4名など計16名を表彰した。

また、実習生の日本語能力の向上を図ることなどを目的に、「作文コンクール」を実施した。受入企業訪問指導時などに実習生に対して応募を奨励した結果、2,217名の応募があり、最優秀賞2名、優秀賞4名、優良賞5名など計30名を表彰した。

ウ 日本語能力試験受験支援

年 2 回実施される日本語能力試験の案内を、各支局職員より実習生に通知し受験奨励を行った。

また、オンラインでの日本語能力試験対策講座を開催し、第 1 回及び第 2 回日本語能力試験前に各試験項目別に計 12 回実施した。第 1 回の試験には 916 名の実習生が日本語能力試験に合格（N 1 5 名、N 2 38 名、N 3 252 名、N 4 621 名）し、合格者には副賞を授与した。

エ 実習生向けデジタルブックの発行

実習生の日本語能力の向上、日本の文化や習慣に関する知識の習得、健康や生活に必要な情報の取得などを目的に、デジタルブック「みんなのひろば」を年 2 回公式サイトに掲載し、職場や地域で日本人と実習生又は実習生同士が交流するきっかけづくりに寄与した。

オ 実習生のメンタルヘルスケア

実習生の相談に迅速かつ適切な助言・指導を行うため、各派遣国の出身者をカウンセラーとして委嘱し、母国語による電話相談を実施した。

また、本部に設置しているフリーダイヤル電話により、本部職員による母国語での相談対応を行った。

（6）適正な実習監理のための職員研修

管理職クラスを対象とした情報交換会を複数回開催し、特異事案への対応などについて共有・議論することで、適正な監理意識の高揚と、支局職員のアテンド知識・能力向上を図った。

（7）事業報告書及び実施状況報告書の提出

外国人技能実習機構に事業報告書及び実施状況報告書の提出を行った。

(8) 帰国実習生に対する就職支援

帰国実習生の就職促進として、派遣国労働省主催の集団就職面接会の支援を行った。また、帰国後の就労状況についても定期的な調査を行なうと共に、帰国実習生の起業等による雇用機会の創出のため、各派遣国で活動している帰国実習生の組織に対しても継続的な支援を行った。

2 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(1) 調査・研究及び資料の提供

派遣国の社会経済情勢、労働事情を調査収集し、海外投資情報を広報誌「With IM(ウィズ・アイム)」及びホームページ上に掲載し、会員企業、関係機関、関係団体に配布した。

(2) 海外進出に関する相談・情報提供

会員企業等からの派遣国への海外進出の相談等については、最新の派遣国の経済・労働環境の情報提供、派遣国関係政府機関の紹介を行った。

(3) 講演会等の開催

昨年まではコロナ禍の影響により開催を見合わせていたが、今年度は、受入企業懇談会に合わせて、派遣国政府並びに駐日大使館協力の下、会員企業や海外進出を検討している企業を対象に対象国の人材及び投資に関する講演会（セミナー）を実施した。

(4) 現地訪問団の派遣

今年度は、当機構初のバングラデシュ訪問団を企画し16名が参加した。7泊9日の日程でバングラデシュの経済特区や日系企業の視察、政府関係機関等への視察を実施した。また、実習生家族との面談の機会を提供するなどして、バングラデシュの人々や実際の生活に触れることでより同国への理解を深めた。

3 開発途上国との青少年親善交流事業

国際的相互理解の促進を図ることを目的に、日本と開発途上国の青少年の相互交流を行う人材交流事業として、今年度はスリランカとタイから高校生を招聘した。それぞれ10日間ほど

の日程で、東京都内の高校生や、受入企業で働く実習生との交流、また、当機構職員によるホームステイを体験するなど、多くの日本文化に触れることで、それぞれの国と日本との相互理解を深め、更なる友好関係を構築した。

4 特定技能外国人受入事業及び無料職業紹介事業

特定技能外国人受入事業については、令和5年8月29日に内閣府より収益事業として認定され、同年10月1日より派遣国、会員企業及び技能実習生のニーズに応えるべく、登録支援機関として特定技能外国人の支援事業を開始した。それに伴い、無料職業紹介事業における雇用契約の成立の斡旋も開始した。

令和5年度の支援開始は62名、令和6年度については583名が支援開始となった。